日常生活自立支援事業利用相談前の関係者向け確認シート

事業内容と審査について

日常生活自立支援事業は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち、判断能力が十分でない方が地域において安心した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業です。

したがって、判断能力が十分ある方（身体上の障害があっても、しっかり判断できる方など）や、本事業の契約内容について理解する能力を有していない方は対象となりません。

また、本事業の実施主体は山口県社会福祉協議会です。利用にあたって、下関市社会福祉協議会の職員が所定の調査を行い、山口県社会福祉協議会での審査に諮ったうえで、下関市内に居住している対象者との契約、解約の可否が決定されます。

本シートは対象者の日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用について、検討するための材料として作成しています。
本シートにて、利用の可否が判断されるわけではありませんのでご注意ください。

日常生活自立支援事業の利用には本人の契約能力と利用意思が必要となります。
下記のチェックリストで対象となるかご確認のうえ、利用相談をお願いします。
（できる、または本人の意思がある場合は ☑ ）

	✔
コミュニケーション能力について（意思表示・理解） 自分の意思を表示することができますか？ 提供された情報を理解することができますか？	» ☐
基本情報・見当識について（氏名、生年月日、年齢、住所、電話番号など） （支援を受けて）答えることはできますか？	» ☐
日常生活について（困り事、掃除やゴミだし、食事、入浴など） （支援を受けて）答えることはできますか？	» ☐
社会生活について（近所づきあい、役所の手続き、預貯金の出入など） （支援を受けて）答えることはできますか？	» ☐
将来の予測、計画について（今後の生活希望、収入面の不安、能力低下後の生活など） （支援を受けて）適切な予測ができますか？	» ☐
援助の必要性に関する認識について 福祉サービスの利用意思はありますか？	» ☐
日常生活自立支援事業利用意思について 本人に本事業を利用したいという意思はありますか？	» ☐

● **日常生活自立支援事業では不動産の売却や施設への代理での入所契約など、日常的な生活援助の範囲を超えた財産管理や身上保護等、できない支援があります。下記のチェックリストを参照に法律行為等の課題が必要となる場合には、近く発生の予測されるケースも含め、成年後見制度（法定後見）利用の検討をしてください。（現状課題なし、且つ、近くの課題発生が予測されない場合は ☑ ）**

施設入所などの代理での契約	☐
日常生活の範囲を超える財産管理（定期預金の解約など）	☐
遺産分割、相続手続き	☐
不動産の管理や処分等（売却、賃貸、抵当権の設定など）	☐
裁判所の手続き（相続放棄、訴訟、調停、自己破産など）	☐
取消権を伴う消費者被害への対応	☐
保険契約の締結、変更、解除・保険金の請求、受領	☐
税の申告（確定申告や住民税の申告など）	☐

● **下記の項目にもご留意ください。（内容の確認ができたら ☑ ）**

負債がある場合は、月々の返済額の決定や債務整理の手続きを行うなど、あらかじめ整理し、相談いただけなければ支援の計画を立てることができません。	☐
虐待（疑いを含む）のケースについては、通報窓口に相談するなど、原則、虐待対応が終結したのちに、利用相談を受付けることになります。	☐
福祉サービス利用援助（日常生活自立支援事業）契約の範囲外の支援はできかねます。	☐
携帯電話でのキャリア決済やクレジットカード利用などのキャッシュレス決済で発生する課題に対しての支援は本事業では対応できかねます。	☐
利用者個人との契約になりますので、世帯単位での支援はできかねます。	☐

社会福祉法人下関市社会福祉協議会 地域福祉課 権利擁護係
083-223-2940　kenri@shimoshakyo.or.jp
〒750-0009 下関市上田中町一丁目16番3号 福祉プラザしものせき内

令和7年11月26日作成